

木造建物建築工事の張出し足場組立て中における墜落事故

木造二階建て住宅の新築工事現場において2階部分に張出し足場を組立作業中、作業員1名が張出し足場の上に乗ったところ、足場を柱に固定するための足場金具が柱から外れ、約5.3m下の地上に墜落したものである。

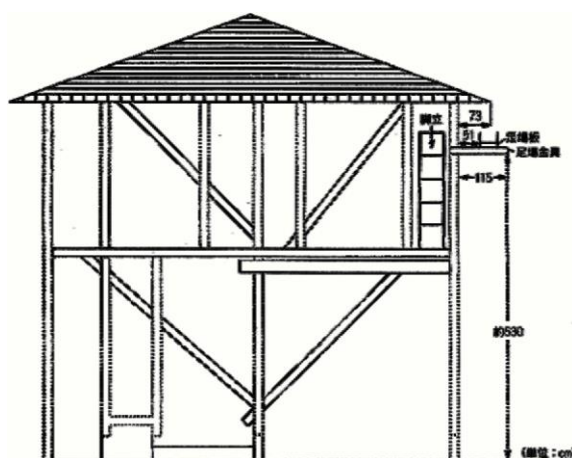


図 災害発生時の状況

災害が発生した工事は、木造二階建て住宅の新築工事であり、災害発生当日は、事業主の他に作業員3名の計4名が、屋根下地作業の野地板を設置する作業、たる木のはなを合わせる作業および建方作業として建物の本筋かい設置作業を行う予定であった。

まず、4名全員で地上から建物の2階まで野地板を運んだ後、事業主は1階で本筋かいを設置するための1階の寸法の測定を行い、残った3名の作業員のうち2名が屋根に登り、2階の被災者1名と手渡しで野地板を屋根に運んだ。

その後、事業主はいったん寸法の測定を中断し、2階で被災者に張出し足場の設置を指示し、再び1階へ戻り測定を行った。

屋根の上の2名は屋根下地の作業を行っていたため、足場組立作業は被災者の1名が行うことになった。

張出し足場は、足場金具を柱に取り付け、足場金具の腕の部分に足場板をゴムバンドで固定させるもので、被災者は足場金具を柱に固定した後、足場板を足場金具にゴムバンドで固定するために足場板の上に乗ったところ、足場金具が柱から外れ、約5.3m下の地上に墜落した。

なお、当該工事で使用した張出し足場は「コーナー用スライド式足場台」と呼ばれるもので、隅柱に足場金具を取り付けるもので、柱の2組の向い合う2面をそれぞれねじ式の金具で締め付けることにより圧着するものであるが、事故当時は、1組の方向しか締め付けるねじが取り付けられていなかった。

また、事業主は足場の組立て等作業主任者技能講習を修了しており、被災者に対して足場組立てを指示しているため、事業主が足場組立て作業等作業主任者となる。

被災者は事故当時安全帯は着用していなかった。

災害の原因

- (1) 墜落の危険のおそれのある作業場所に不適切な作業床を設置しようとしたこと。
- (2) 上記の作業床の設置にあたり、墜落の危険性のある高所の箇所で作業を行うにもかかわらず、防網を張り、作業者に安全帯を使用させる等の墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じなかったこと。
- (3) 足場の組立て等作業主任者である事業主が、不適切な作業床の設置を指示し、当該作業を行うにあたり、材料の欠点の有無を点検し、不良品を除去しなかったこと。
- (4) 足場金具の柱への取り付け状況を確認しないまま、足場上に乗り作業を行ったこと。

再発防止対策

- (1) 墜落の危険性のある高所の箇所で作業を行う場合には、足場を組み立てること等により安全に作業が行うことができる適切な作業床を設けること。
- (2) 足場を組み立てる等の方法により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、作業者に安全帯を使用させる等墜落による作業者の危険を防止するための措置を講じること。
- (3) やむを得ず、足場組立以外の方法で作業床を設ける場合には、上記(2)の対策を講じるとともに金具の柱への取り付け状況を確認をした後に作業床での作業を行うこと。